

島原地域広域市町村圏組合介護保険業務に係る経費の市別負担割合を定める条例

平成11年5月25日条例第8号

改正 平成18年7月28日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、島原地域広域市町村圏組規約第11条第1項第3号に基づき、介護保険業務の円滑な運営に要する経費を公正に負担することを目的とする。

(経費の支弁の方法)

第2条 介護保険業務の運営経費の市別負担割合は、平等割を100分の20、65歳以上の高齢者人口割を100分の20及び総人口割を100分の60とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由により同項に規定する経費が同項に規定する負担割合によりがたいときは、特別の基準を定めることができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。